

**「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示の一部改正（案）等」に対する
パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方**

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行告示第2条 3項第9号及び 第10号、第10 条第3項第9号 及び第10号	「銀行勘定における」が削除され、「マーケット・リスク 相当額の算出の対象となっているものを除く」が追加され た理由をご教示下さい。銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に 関する告示の一部改正に伴う用語の整理であるとの理解で よろしいでしょうか。	用語の整理であり、内容に変更はありません。 なお、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に関する告示の一 部改正とは関連ありません。
2	銀行告示第2条 第4項第1号ロ	「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規 則第四条第二項、第三項又は第四項に規定する債権に係る 債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対 応して計上されている引当金の額及び償却額」の開示が求 められている。また、本開示は、年度末のみ求められてい る。 年度末までに全額償却済み（年度末に全額償却する場合 も含む）で、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法 律施行規則第四条第二項、第三項又は第四項に規定する債 権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高」が零とな っている場合、対応する「当該期末残高」が存在しないた め、当該債務者の「償却額」も開示不要という理解でよい か。	「償却額」については、金融機能の再生のための緊急措置 に関する法律施行規則第四条第二項、第三項又は第四項に規 定する債権に係る各事業年度の償却額を開示してください。 ご意見を踏まえ、明確化のため、「当該エクスポージャー に係る償却額」と修正致しました。
3	銀行告示第10条 第4項第7号イ (1)	上場株式等エクスポージャーに「出資等」が追加された 理由をご教示下さい。上場株式等エクスポージャーの「等」 の内容を明確化するためであり、開示内容・範囲を変更す るものではないとの理解でよろしいでしょうか。	用語の整理であり、内容に変更はありません。 なお、「上場株式等エクスポージャー」には、改正前の銀 行告示第二条第四項第七号イのとおり、従前より「出資等」 を含んでおります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4	銀行告示別紙様式第2号、第4号、第8号 第1面 (OV1)	<p>注記 e 項番 3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。</p> <p>カウンターパーティー（デリバティブ等）が含まれるがその場合、注記 b では含めない旨の記載があり整合性が取れていない。</p>	<p>項番 3 には、カウンターパーティリスク等は含まれません。</p> <p>ご意見を踏まえ、注 b を修正し、項番 3 に、カウンターパーティリスク等が含まれないことを明確化致しました。</p>
5	銀行告示別紙様式第2号、第4号、第8号 第1面 (OV1)	<p>注記 e は、項番 2「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」のイ・ロ欄には、告示第 152 条第 1 号イに規定する「信用リスク・アセットの合計額」(①)を記載することを求めている。</p> <p>また、注記 kk は、項番 23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」のイ・ロ欄には、告示第 178 条の 3 に規定する信用リスク・アセットの額 (②) を記載することを求めている。</p> <p>①は②を含むため、②が、項番 2 及び項番 23 に重複計上されることとなるが、どのように記載すべきか。</p>	<p>②については、項番 23 に記載し、項番 2 には、項番 23 に含まれる額は含まれません。</p> <p>ご意見を踏まえ、注 b を修正し、項番 23 に含まれる額が項番 2 に含まれないことを明確化致しました。</p>
6	銀行告示別紙様式第2号第12面 (CR9)	<p>c(7)から(10)までのポートフォリオ区分を記載する場合、ホ欄及びリ欄も債権の数で開示することができる範囲に含めていただきたい。</p>	<p>ホ欄及びリ欄についても、PD 推計にデフォルトした債権の数を用いているときは、債務者単位に代えて債権単位で開示することができることとし、ホ欄の「(債務者別)」との記載を削除致しました。</p>

**「金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針の一部改正（案）」に対する
パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方**

1. 開示に関する監督指針案

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	主要行等向け 監督指針Ⅲ -3-2-4-4(1) ⑩ロ	<p>「複数の通貨の集計方法及びその前提」については、バーゼルテキスト上の「資産・負債の5%を占める通貨」について各行の内部管理上での定義を表明するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その際、重要性を測定するための残高やリスクについての基準を明示する必要はないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>金融機関は、開示の対象となる項目の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報を開示する必要があります。</p> <p>「複数の通貨の集計方法及びその前提」については、計測対象とする通貨や重要性判断の理由、通貨間の金利変動の相関を考慮している場合においては、その方法など、通貨合算の取り扱いについて開示してください。</p> <p>計測対象とする通貨については、バーゼル銀行監督委員会の合意文書「銀行勘定の金利リスク」を参考に、資産または負債の5%を占める通貨を対象とすることが考えられます。</p> <p>ただし、5%未満であっても、重要性に鑑みて金利リスク管理の観点から無視できないものは対象とすることが適切と考えられます。</p>

2. モニタリングに関する監督指針案

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
2	—	<p>コア預金の定義について、例えば、主要行等向けの場合、Ⅲ-2-3-3-3(1) ③ハ(注1) 二. a.にある、以下の前提を継続して利用することは可能と理解してよいでしょうか。</p> <p>①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又は③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年以</p>	<p>そのような理解で差し支えありません。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
3	—	<p>内)として銀行が独自に定める。</p> <p>ファンドの金利リスクは銀行勘定の金利リスクで計算する必要はあるでしょうか。</p>	<p>投資信託のように複数の資産を裏付けとする資産(ファンド)について、裏付け資産の中に金利リスクを有する資産がある場合は、内部管理の方針を策定した上で、適切に金利リスク管理および金利リスク量の計測をすることが求められます。</p> <p>①ΔEVE：可能な限りルックスルーにより金利リスクを計算することになりますが、ルックスルーができない合理的な理由があれば、簡便的かつ保守的な方法を用いて金利リスクを把握することも手段の一つと考えられます。</p> <p>なお、重要性に鑑みて、ΔEVEの計算対象から除外することは可能です。</p> <p>②ΔNII：ファンドから得られる金利収益が相対的に極めて低いにもかかわらず把握するためのコストが大きい等、合理的な理由があれば、ΔNIIの計算対象から除外することは可能です。</p>
4	—	<p>「オフサイトモニタリングデータの追加分析」における「自己資本の余裕」については、「告示に定める自己資本の最低水準を上回る額」と定義されていますが、本定義における「自己資本」及び「最低水準」について、確認させて頂きたい。</p> <p>1. 「告示に定める自己資本の最低水準」とは、重要性テストにおける自己資本が「Tier1資本の額」であることから、告示第二条及び第十四条に定めるTier1比率の算式を想定</p>	<p>「オフサイトモニタリングデータの追加分析」における「自己資本の余裕」については、「告示に定める自己資本の最低水準を上回る額」と定義しています。</p> <p>「告示に定める自己資本の最低水準」とは、告示第二条及び第十四条に定める普通株式等Tier1比率、Tier1比率及び総自己資本比率を指します。</p> <p>ただし、当局が分析を行う際には、金融・経済状況を踏まえ、資本バッファ比率(資本保全バッファ比率、カウン</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>しているという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2. 上記の場合、「最低水準」には、第二条の二及び第十四条の二に定める「最低資本バッファ比率」に含まれる、「資本保全バッファ比率」、「カウンター・シクリカル・バッファ比率」、第五項にて定義される「G-SIBs/D-SIBs バッファ比率」の全てまたは一部を勘案する必要がありますでしょうか。</p>	<p>ター・シクリカル・バッファ比率、G-SIBs/D-SIBs バッファ比率) も参考にする場合があります。</p>
5	<p>主要行等向け 監督指針 Ⅲ -2-3-1-5(4)2</p>	<p>「Ⅲ-2-3-1-5(4)2 対話を通じた課題の明確化と共有」について、以下の対応をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイトルを「② 対話を通じた課題有無判定」と変更 ・ 「～深度ある対話を行い、課題の有無を確認し、課題がある場合はその原因を明確化し、共有する。」に変更 <p>(理由等)</p> <p>現在の案は「Ⅲ-2-3-3-3 監督手法・対応(1) オフサイトモニタリング 3 オフサイトモニタリングに基づく早期警戒」の通り、重要性テスト及びオフサイトモニタリングデータの追加分析による「定量基準」でもって「深度ある対話が必要な銀行」と判断される。</p> <p>一方、平成29年3月17日「検査・監督改革の方向と課題4. 対応すべき課題」(以下、「改革の方向性」)において、「2「持続的な健全性を確保するための動的な監督」のための手法」の中で、「機械的な基準に基づく画一的な対応を行</p>	<p>当局では、当該規制対象となる金融機関について、重要性テスト及びオフサイトモニタリングデータの追加分析により、深度ある対話の必要性を判断します。</p> <p>「深度ある対話が必要な銀行」に対しては、対話を通じて銀行が抱えている課題及びその原因の明確化を行います。対話が必要となる先となったからといって金利リスク管理等に問題があると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではありません。まずは対話を通じて課題の明確化・共有を図り、また対話においては銀行の自己評価を十分に踏まえることとします。</p> <p>このように、改正案においても、平成29年3月17日「改革の方向性」における「機械的な基準に基づく画一的な対応を行うのではなく、金融機関の固有の状況や課題に即した解決を促す柔軟性をもった対応を行わなければならない」を、踏まえた内容となっております。</p> <p>よって、「Ⅲ-2-3-1-5(4)②対話を通じた課題の明確化と共</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>うのではなく、金融機関の固有の状況や課題に則した解決を促す柔軟性をもった対応を行わなければならない」と示されている。</p> <p>この点を具体化するために「Ⅲ-2-3-1-5 監督手法・対応(4) 早期警戒制度の活用」の1～3のプロセスを追加したと思料されるが、この1～3は、定量基準に該当した「深度ある対話が必要な銀行」は、課題があることを前提としたプロセスとなっている。つまり、「定量基準」に抵触すると、課題及び原因の明確化、必要な改善対応策の策定が求められることになる。</p> <p>従って、「改革の方向性」に沿って、定量基準に該当した「深度ある対話が必要な銀行」が必ずしも課題があるわけではないことを明確化するよう、上記の通り修正頂きたいと考えているもの。</p>	<p>有」に関連するタイトルや内容の変更は、特段必要ないと考えます。</p>
6	<p>中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ -2-5-3(2)②ロ a</p>	<p>「国内基準行の「自己資本の余裕」には有価証券の含み損益を勘案する」との記載について、金利感応資産のみではなく、株式や投資信託等も含まれるという理解でよいか。また、保有目的区分が「満期保有目的の債券」及び「その他有価証券」に該当するものを合算するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「自己資本の余裕」において勘案する有価証券の含み損益は、金利感応資産のみではなく、株式や投資信託等も含みます。</p> <p>また、債券の保有目的区分については、金利リスク量を適切に把握する観点から、「その他有価証券」に該当するものに加えて、「満期保有目的の債券」の含み損益も考慮に入れることとします。</p>
7	<p>中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ</p>	<p>「内部モデルの使用が計算上の金利リスク量に与える影響」とは、例えばコア預金に係る内部モデルの使用の有無による重要性テスト結果の差異に留意するという理解でよろ</p>	<p>そのような理解で差し支えありません。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	-2-5-3(2)② (注1)	しいでしょうか。	
8	中小・地域金融 機関向け監督 指針Ⅱ -2-5-3(2)② (注1)(注2)	現行のアウトライヤー基準において、コア預金の定義に内部モデルを用いている場合、重要性テストにおいて、現在用いているコア預金の内部モデルを、新たな内部モデルに変更又は「保守的な前提」により反映することはできるとの理解でよろしいでしょうか。	金利リスクの計測にあたっては、現在用いているコア預金の内部モデルの継続利用、又はモデル変更（保守的な前提を反映することも含む）のいずれも可能です。ただし、金融機関が、内部モデルを使用して銀行勘定の金利リスクを計測する場合には、モデルの検証及びガバナンス態勢の構築が適切に行われ、モデルについての必要な情報（目的、意図された使用方法、基礎となる理論、限界、仮定等）、管理の枠組み（方針、検証の手順、組織体制等）及び検証の過程が適切に文書化されることが求められます。
9	中小・地域金融 機関向け監督 指針Ⅱ -2-5-3(2)② (注2)	国内基準行における行動オプションの取扱いを明示していただきたい。	国内基準行は、行動オプション性の考慮については重要性に応じて判断することになります。仮に、コア預金の内部モデルを用いる場合には、規制裁定の防止の観点から、コア預金以外の行動オプション性について、重要性に応じて、内部モデルの導入又は保守的な前提の反映により適切に考慮することが求められます。なお、コア預金以外の行動オプション性の考慮に相応の期間を要する場合には、順次、精緻化していくことは許容されます。
10	中小・地域金融 機関向け監督 指針Ⅱ -2-5-3(2)② (注2)	行動オプション性（流動性預金の滞留、固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約、個人向けの金利コミットメントラインの実行等、金利変動に対する顧客の必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響）の「保守的な前提」について、具体的に例示していただきたい。	コア預金について、例えば、中小・地域金融機関向け監督指針のⅡ-2-5-3(2)③(注1)ニ. a. に記載している方法を用いる場合には、行動オプション性を保守的な前提の反映により考慮していると考えられます。 コア預金以外の行動オプション性の保守的な前提の反映については、金融機関の内部管理上の取扱いに従い、適切と

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
11	中小・地域金融 機関向け監督 指針Ⅱ -2-5-3(2)② (注2)	コア預金以外の行動オプションにおける、ベースラインとなる固定金利貸出の期限前返済率や定期預金の期限前解約率を明示していただきたい。もし、お示しいただけないのであれば、保守的な前提についての定義や考え方を明確にしていきたい。	考えられる方法により考慮することが基本となります。なお、当局の考え方等は、何らかの形で、一定程度明確化することを検討しています。
12	中小・地域金融 機関向け監督 指針Ⅱ -2-5-3(2)② (注2)	「固定金利貸出の期限前返済」「定期預金の早期解約」は、リテールを前提としているという理解でよろしいでしょうか。また、「個人向けの金利コミットメントライン」については、リテール顧客向け住宅ローンのコミットメントラインを前提としているとの理解でよろしいでしょうか。	「固定金利貸出の期限前返済」等はリテールのみを前提としているものではありません。 行動オプション性の考慮にあたっては、各金融機関の顧客属性や商品の特性等を踏まえて、重要性に鑑み判断することとなります。